國學院大學学術情報リポジトリ

魔女狩りと宗教裁判を巡って（その三）：通説の見直しに関する研究：ニコラ・アイメリッヒ著の『審問官指針』仏訳の検討を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-04-27
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: ラクビビエ, ポール ド
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000326

魔女狩りと宗教裁判を巡って（その三）
―通説の見直しに関する研究―
ニコラ・アイメリッヒ著の『審問官指針』仏訳の検討を中心に

ポール・ド・ラクビビエ

論文要旨

本稿起筆目的は魔女狩りと「インクィジション」を根拠なしに結びつける誤解を正すことにある。一般人はもとより、学者も、魔女狩りと「インクィジション」という異質の現象を混同することが多いことに気づいたことが執筆の動機である。

その一とその二の論文では全体的な見直しを行ったが、本稿を最後にして、審問官のために手続き訴訟の手引きとなっていたニコラ・アイメリッヒ著の『審問官指針』を通じてインクイジション訴訟手続きを示しながら、インクイジションに対する先入観と悪評はどのように広められるかをも示す。そのためにルイ・サラ＝モランの先行研究を中心に分析する。

前書き

拙稿『魔女狩りと宗教裁判を巡って（その一）その真相を明らかにし、近代訴訟制度の起源に迫る』（國學院法政論叢 42輯 1-68頁 , 2021-02、以下に『魔女狩り論』と表記する）で、筆者は「異端審問」と魔女狩りとは歴史上因果関係はないことを明らかにした。また、フランスを中心に最新の研究に基づいた魔女狩りの全貌を総括的に示した。

次にその続編である『魔女狩りと宗教裁判を巡って（その二）その真相を明らかにし、近代訴訟制度の起源に迫る』（國學院法政論叢 43輯 1-90頁 , 2022-02、以下に『インクイジション論』と表記する）では、法制史という観点から、最新研究に基づいた、インクイジションという制度の在り方や、多様な裁判制度と歴史変遷を示し、インクイジションの公平性を明ら

かにした上で、それが近代訴訟制度の原型であることを示した。

以上を踏まえて、本論においてはインクイジションに対する悪評をより具体的に示したうえで、異端審問における手続きの幾つかの事例を示す。そのために1376年にニコラ・アイメリッヒというドミニコ修道会修道士が審問官の手引きとして作成した『審問官指針』を中心に検討していく。なお本論において対象となる資料は1578年にフランシスコ・ペニア（Fransisco Peña）による論評を、ルイ・サラ＝モラン（Louis Sala-Molins）氏が仏訳したもの[1]である。

I『審問官指針』の仏訳をめぐって

1974年、ルイ・サラ＝モラン氏によって『審問官指針』の手続きに関する記述の一部が仏訳され、更には一般書としても発売されたことにより、多くの人々がこれを読めるようになった。そのため、学界においても『審問官指針』を引用する時は、殆どの場合はサラ＝モランの仏訳が引用されている。

サラ＝モラン氏の翻訳実体は評価されているが、仏訳の書評や全文からサラ＝モラン氏がインクイジションを批判するために翻訳したという目的は明らかである。異端審問を研究する者の中にはサラ＝モランの主張に批難的な人も少なくない。その他にも、サラ＝モラン氏は教会や旧体制などを批難する目的で、人身売買を律した「黒人法典（Code Noir）」を研究し、一般書として公開した他、法哲学や啓蒙思想に関する研究も残した。彼は戦後まもなくしてフランスで登場した「政治参加の知識人（Intellectuel engagé）」の一人であった。

しかしながら、サラ＝モラン氏の研究を軽視することはできない。なぜなら、彼の『審問官指針』の仏訳は参照され続けたからである。さらに彼は、過激な主張や強引な結論を別にすれば、翻訳作業や史実立証などにおいては、おおむね評価されているからである。

しかも『審問官指針』を細部まで検討した研究は多くない。異端審問を

研究する者は、そこに記されたあり方や制度よりも、それぞれの裁判の実態を研究する事が多い。「魔女狩り」分野を中心に取り上げられる場合も、魔女狩りと異端審問とを同等なものと主張するために、1486年の『魔女の槌』と結び付けつつ論じられることが多い。サラ＝モラン氏が指摘するように[2]、法史上における異端審問の手続きや、その「精神」を知るためにも、この『審問官指針』は重要な史料である。そのため、踏み込んだ検討が必要であろう。

では、『審問官指針』の構成をあらためて見てみよう。原文は三部から構成されているが、第一部は基本的に「信経」の要約となっており、信仰の在り方と異端に関する教会法、勅令やカトリック教義がリストアップされている。更に、聖書の引用や教父たちの解説、最初の数世紀の公会議の法令から13世紀までの法令、また皇帝による法令も掲載されている。要するに、「異端」という犯罪を裁くために、ひとまず「信仰」はいかなるものであるかを客観的に述べたうえで、法律上の根拠を列記したものである。

第二部は「異端」についてである。こちらは三つの部分から構成される。一つ目は歴史上の異端に対する教会の戦いを網羅的に描写し、捜査と訴訟手続きや刑罰など（つまり、法学上の装置と手続き）記載されている。二つ目は歴史上に現れた異端を細かくリストアップして記載（そしてどのように第一部の信経に対して誤謬となるかも紹介されている）されている。三つ目は手引きが書かれた時代までの神学と法学を踏まえて、異端審問の具体的な裁判権や審問官の権限などのを記載している。

そしてその三つ目の部分のみが、サラ＝モラン氏によって仏訳されている。この第三部は裁判の手続きそのものであり、全文が掲載されている。

さて、サラ＝モランの仏訳にある「引用句」を見てみよう。殆どの読者、あるいは書店でその本を手にした者はおそらくこの「引用句」だけを見て、異端審問を評価するだろう。

1「裁判と死刑判決の目的は、被告人の魂を救うことではなく、公共の

利益を維持し、国民を恐怖に陥れることにある」

2「弁護士の役割は、被告人に自白と改悛を促し、犯した罪に対する悔い改めを求めることにある。」

3「改悛者が無実を訴えることがないように、また人々が有罪判決が不当ではないかと思うわずかな理由も与えないように、あらゆる手段を尽くそう。」

4「無実の者を火刑にするのは難しいが…」

5「被告人を拷問する習慣を賞賛する」[3]

これだけを見たら、異端審問に対するマイナスイメージは事実と見えるだろう。以下一つずつ取り上げて検討していく。

1「裁判と死刑判決の目的は、被告人の魂を救うことではなく、公共の利益を維持し、国民を恐怖に陥れることにある」（169頁）

この引用は169頁にあるペニアによる解説である。裁判官を欺くための異端者の10の常套手段（曖昧に答える、条件をつけて答える、質問で答える、言葉の意味を言いくるめる、驚いたふりをする、言葉の意味をすり替える、体の不調を装う、馬鹿や狂気を装う、自分を聖人であるかのように見せかける、など）の後に出てくる解説である。さて、全文をのせてみよう[4]。

「XVI 。特に注目すべきは、「見せかけの狂気」というテーマである。被告人が本物の狂人であったとしたらどうだろう。それを確かめるために、狂人は本物であれ偽物であれ拷問される。狂人でなければ、苦痛の中で芝居を続けることはまれである。被告が本物の狂人ではないかという疑惑があり、そうと思える場合でも、とにかく拷問にかけるようにすすべきである。なぜなら被告人が拷問によって死亡することを恐れる必要はないからである（cum nullum hic mortis periculum timeatur）。（つづく）」[5]

ここでは「拷問」という言葉が使用されているが、実はこの言葉は、一般的に抱かれる「拷問」のイメージとは程遠い「quaestio」(「尋問」あるいは「審問」)であるのに、拷問をもって訳されている。異端審問所設立から30年以上経った1260年から1270年にかけて、古代からローマ法を再発見した後、quaestio を推進した世俗裁判の影響により、教会は「拷問」を審問の手続きに導入せざるを得なかったのである[6]。

しかし、教会は、被告人に永久的な痕跡や傷を残す可能性のある拷問を拒み、禁止した。また、廷吏の立会いが義務付けられ、何よりも拷問によって得られた自白は証拠としての価値がなく、いかなる自白も異端審問の法廷の前で拷問なしで繰り返し告白されなければ効果はないものとされた。また、被告人を、有罪とするには証拠が足りないが、同時に彼を赦免するには証拠が多い場合にのみ、尋問(拷問)を行うことが許されたのである。証拠とは、ここでは正確に定義された法的概念であり、裁判官の恣意に依存するものではなかった[7]。

「拷問で被告人が死亡する恐れがないため」という文言から、「拷問」は厳しい取り調べではあるが[8]、決して死亡させるものではないことがわかる。筆者は、狂人に尋問を課しても危険はないだろうということを、本人の経験に照らしても確信していた。

さて、引用句として取り上げられる「裁判と死刑判決の目的は、被告人の魂を救うことではなく、公共の利益を維持し、国民を恐怖に陥れることにある」という文章も続けて検討したい。この文章は以下のような文脈で記載されている。

「しかし、異端者が拷問を受ける時も、死刑台に導かれている間も、狂人のように神を冒涜し続けるなら、悔い改めさせるために、命を失っても魂を失わせないようにするために、死刑執行を延期する理由が十分にあるのではないかとそう思う審問官がいるかもしれない。しかし、**裁判と死刑判決の第一の目的は、被告人の魂を救うことではなく、公共の利益を維持**

し、国民を恐怖に陥れること（ut alii terreantur）にあることを忘れてはいけない。

もし、被疑者が本当に精神異常者だったらどうなるだろうか。彼は正気に戻るまで牢屋に入れられる。狂人を死に追いやることはできないが、狂人を罰せずにおくこともできない。狂人の財産については、監察官または相続人に与えられる。犯罪の後、狂気は体罰を遅らせることはあっても、財産の損失から解放されることはない。」[9]

さて、ここの「ut alii terreantur」は「他人に恐れを与える」という意味のラテン語である。したがって、ラテン語の原文では、ここの「国民」は「他人」となる。また、「恐怖」（この言葉はフランス語なら革命の恐怖政治を思い起こし、非常に特殊な意味を持っている）という表現が使われているが、ラテン語の文脈ではむしろ「不安」のような言葉が意味としては近いだろう。「専制的で体系的な恐怖政治を敷いた異端審問だ」という印象を与える意図がなければ、翻訳者はどこから「国民」という言葉を選択しただろうか。興味深いのは、この誤訳は、原文の表現が括弧付きで記されていたために確認できることだ。著者は、大学では自分の偏った翻訳が通らないことを知っていたので、元の表現に言及せざるを得なかった。彼はいつでも、テキストを無視したことから自分を守り、解釈を加えただけだと説明し、学友に自分自身の意見を刷り込む可能性を残すことができた。ところが問題は、この一般書の読者の大半はラテン語の知識がないことだ。たとえラテン語を括弧で囲んでも、意見を述べたり、罠を見破ったりすることは容易に出来ることではない。しかも、引用句の引用ではこの括弧の部分が消えたのも大問題であろう。

ではこの「alii」、「他の人たち」とはそもそも誰なのだろうか。この表現は、他の異端者を指していると考えられる。異端審問が怯えさせようとするのは敬虔なカトリック信徒ではなく、むしろ異端者である。つまり、彼らが「異端」の教えに固執するならば、本当に身の危険があること、法

廷の慈悲深い方針にもかかわらず、すべてが明らかになり疑問の余地がないとき、あるいは異端者が明らかに頑固に無罪を偽ろうとしたとき、死刑判決が渡されることがあることを知らしめようとしたのである。

このように、誘導された誤訳が、最初のページで引用句として強調されている。もちろんラテン語は出てこない。かくして、著者が原文において書いたことと逆のことを書き表す。見事な操作である。

とはいえ、ペニアの解説の意図するところはどこにあったのか。彼は聖職者であり、一般的には司祭である審問官へのアドバイスをする立場だ。

ここで想定されているのは、公然と天主[10]を冒涜した者は、善し悪しやそれまでの審理や調査に関係なく、審問官によって本当に狂っていると見なされる可能性があることである。死刑判決が下されるということは、被告人が疑いなく異端者であることを示し、証拠も証人も極めて多かったということを示している。つまり、ペニアの想定するケースでは、被告人は、調査や証人や証拠によっても、犯罪の事実を十分に知り、異端者であると確信できるケースであった。しかし最後の最後、「もしも狂人だったら」と処刑の瞬間に疑いの目が向けられるケースもある。異端審問の慣例では、少しでも悔い改める兆候があれば、減刑され、救われることになっていた。

審問官が、被告人に狂気の疑いをかけた場合、普通は減刑することになっていた。しかし、異端と確信し公然と人前で天主を冒涜している被告人の場合は、狂気（中世のラテン語では不可逆的な状態を指すのではなく、むしろ理性を喪失した状態をさして一時的な「狂気」と見なされていた）減刑すべきではないとペニアは主張している。なぜならこれは正義を傷つけることになるからである。被告人は、狂っていようがいまいが、人前に天主を冒涜しているのだから、悔い改める気配はない。人々も皆、彼が有罪であることを確信しているものの、この時に根拠なく慈悲を与えることは、公然と裁判の弱さを表すだけで、善良な人々の怒りを買い、異端者の繁栄を助長することになるのだからと。

要するに、この解説書は、訳とは逆に、審問官の慈悲深い配慮と、「疑わしきは許せ」という原則が存在していたことを示唆している。ペニアは、この特殊なケースにおいて、「慈悲を実践する熟慮」のせいで審問官が正義を傷つける危険性を警告しているのである。

ちなみに、この解釈項には、現代人が理解できないようなことがあるかもしれない。異端審問は、確かに宗教的な犯罪を裁くか、または公益や公序良俗を理由として問題を裁く裁判所であり、それは紛れもなくカトリック国家においてのみ可能であった。例えば、審問官が被疑者に告解の秘跡を与えることは禁じられており、告解は他の司祭がすることになっていた。異端審問の時、聖職者である前に裁判官である者にとって、告解の極秘義務に対する重大な違反や、告解が捜査や共通善を妨げる可能性から、告解を聴いてはならないことになっていた[11]。審問官は聖職者でなければならないと決まっていた。裁判の対象となる罪科は信仰にかかわる罪科であっても、異端は単に個人の救済だけでなく、公共の利益や公の秩序を危険にさらすため、法廷で裁かれた（そうでなければわざわざ裁判を開かなくても告解や教会法上の改悛で十分であった）[12]。

なお高度にキリスト教的となっていた異端審問では、公共の利益のために求められた正義の厳しさを全うしながら、手続きと慈悲深さによって被告人の悔い改めと救済のために可能な限りのことを行ったという事実は解説項目でも示している。

2「弁護士の役割は、被告人に自白と改悛を促し、犯した罪に対する悔い改めを求めることにある。」（184-186頁）

これを引用句にした理由はわかりやすい。現代人には、弁護士がいなければ公平な裁判はあり得ないと考えるので、弁護士を裁き手の手先であるかのような印象を与える引用である。ちなみに、今回もペニアの解説からの引用となる。

以下の箇所は引用であるので、文法上明らかに誤っていると判断できる

箇所や、明らかな誤表記以外はそのままとした。

「31. 弁護人の受任

また、被告人に弁護人をつけることは、裁判や刑の宣告を遅らせる原因ともなりうる。これは必要なときもあれば、不要なときもある。

被告人が犯罪を自白し（証人によってこの犯罪が明らかになったか否かにかかわらず）、その自白がなされた告発と合致しているときは、証人に対して抵抗するための弁護人を認めることは余計なことである。実際、被告人の自白は証人の証言よりもはるかに説得力がある。反対に被告人が自分の犯罪を否定するとき、被告人に有利な証人がいるとき、そして被告人が弁護を求めるとき、その者が無実か有罪か、不実か邪悪かにかかわらず、自分を弁護できるようにしなければならない。（訳者補・このような場合には）被告人は法律上、弁護人をつけることを認められることになる。

被告人は法律上、弁護人をつけることができるが、その弁護人は正直で、民法や教会法の専門家であり、信心深さで知られた人物が任命されることが求められる。また同時に、検察官も任命される。両者の名前は裁判記録には情報提供者の名前と同様に記載されない。それは被告人が利用できる勢力による報復を避けるためである（危険がなければ、審問官がすべての名前を記録に残すはずである）。

ここでいう「勢力」とは、金銭と悪意による圧力をかける存在を意味する。証人や検察官の名前が公の記録に載ったらどうなるか、審問官としてはよく経験することだから、容易に想像がつく。たとえば、被告人の共犯者が失うものがない場合や、被告人が有力者（軍人、富豪、商人）だった場合などがある…

従って、情報提供者及び弁護人の氏名の公表を検討する時は、事前に被告人が貧しい者（simplex pauper）か金持ちか、山賊集団に属しているか否か等、被告人の個人的条件を確認する必要がある。

異端の告発を受けた者は、証人に対して簡単に異議申し立てができると考えさせてはならない。なぜなら、審問の手続きでは、殺意を伴う敵意が

ある場合を除いて、証人が異議を申し立てることは決してないからである。誰もが信仰のために証言することが許されているのである。悪名高い者、常習犯とその共犯者、偽証者、破門された者、いかなる罪を犯した者であってもである。殺意のある敵意、つまり、被告人をすでに殺そうとした者、殺すと誓った者、負傷させた者などの証言だけが拒否されるべきである。この場合のみ、証人は敵に異端の罪を課すことによって、同じ殺意に留まるものと推定されるからである。

その他の敵意は、もちろん証言としては多少弱くなり、絶対的な価値を与えるものではなくなるが、敵意の証言は、その他の小さな手がかりや供述と合わせて、決定的な証拠となる場合もある。

被告人が、検察側の証人が自分の不倶戴天の敵であり、または過去に敵であったという理由でその資格を剥奪されたと主張する場合、通常の捜査が続行される。この敵意の真偽を確定し、その重大性を判断するのは、正任司教または審問官である。

XVI（訳者補・ペニアによる解説）自白はどんな証言よりも決定的なのか。他の裁判では、自白だけでは十分な証拠とはならない（ただし、殺人の場合、被害者の遺体があれば、犯人の自白で十分となる場合を除く）。異端審問の法廷では、被告人の自白は有罪判決を下すのに十分である。異端の罪は心の中で考え出され、魂の中に隠されているからである。したがって、被告人の自白以上にそれを証明するものはないことは明らかである。したがって、アイメリッヒが弁護人の絶対的な無意味さについて語ったのは、正論である[13]。

もし、弁護人がいる時、その人はよほど信心深い人でなければならないとアイメリッヒは言う。異端と疑われる弁護人や、公に中傷された弁護人は、異端審問所はおろか、教会からも排除されることになる。弁護人は、非常に古くからのキリスト教の家系を持つ、良い血統であることを確認する必要がある[14]。

被告人が自白すれば、弁護人は不要である。被告人がもし自白を望まな

い場合は、自白するよう、3回呼び出されることになる。それでも否認を続けるなら、審問官は法廷に宣誓した弁護人を任命することになる。被告人は審問官の立会いのもとで弁護人と交信することになる。弁護人は、すでに宣誓しているが、審問官に対して、被告人を正しく弁護し、守秘義務を誓約する。**弁護士の役割は、被告人に自白と改悛を促し、犯した罪に対する悔い改めを求めることにある。**

アイメリッヒは、検察官も任命されるべきだと述べている。1561年の指示で、マドリードの異端審問所高等法院は、異端審問所の案件における検事の役割は重要でなくなったと指摘し、特別な場合を除き、もはや検事を任命すべきではないと提案した。異端審問の弁護人も、検察が担当すべきだと。

ただし、25歳未満の被告人には、必ず後見人が任命されるべきである。未成年者が成熟した年齢の者のように自分自身の利益を考慮する能力を備え発言したり差し控えたりできないことを考慮し、未成年者を支援する。」[15]

引用される引用句は、文脈上の表現とはほぼ逆の意味で抜き出されている。すべては、被告人の魂の救済のために行われ、この魂の救済は、改悛を経て、いかなる世俗裁判の罰をも免れることが出来る。

また、証人や弁護人の姓名公開に関する守秘義務を通して、異端が実際にどのように機能したかを理解出来る。今日では、組織上の行動様式から見ると、異端の宗派を麻薬カルテル、ギャングやその一族、あるいはテロリストの一団に例えることができるが[16]、ゆえに、証人などを保護するための予防措置がとられているのである。ヴェローナの聖ペテロ、アルブスの聖ペテロ、福者アンソニー・パボーニなど、歴史上多くの審問官が共犯者に殺されてきた。それゆえ、世俗裁判との手続きの違いも重要である。異端のネットワークは隠蔽術に長けており、例えば南仏やスペインでは、歴史的に一族型の家族ネットワークや組織化された社会が構築されている

ことを忘れてはならない。

3「改悛者が無実を訴えることがないように、また人々が有罪判決が不当ではないかと思うわずかな理由も与えないように、あらゆる手段を尽くそう。」（221-223頁）

こちらも、文脈を無視した引用で、異端者がその異端を不承不承捨てた場合を想定した上で、スキャンダルを避けるためのものである。つまり、被告人は異端を捨てたことによって軽減された判決を受けるが、このことが人々の間でスキャンダルになる可能性がある（スキャンダルの原義は「他人を悪へ誘導する行為」ということ）。引用文にある「不当な判決」は、あまり改悛していない異端者であるのに罪が軽減されたという「不当な判決」である。つまり、人々が軽すぎる刑罰に対する不満が想定されている。

翻訳者は、引用文をそのまま書物の一面に載せることで、裁判所が現実をねじ曲げて都合のいい判決をだせるように操作しているかのような印象を与えたかったのだろう。しかしながら、実際はその逆で、異端審問に対する誤解を招いた典型的な事例といえよう。裁判所は、被告人に対する慈愛と正義を両立させたいのである。想定されるケースでは、異端を捨てしぶしぶ改悛した被告人の魂の救済を目指しつつ、人々にスキャンダルが広まるのを避けることが目的であった。

歴史が示すように、通常は逆のパターンが起こる。人々は法廷に対してなり、権力者に対してなり、被告人を厳格に処罰し、血を流すこと、あるいは復讐そのものを要求する[17]。当局にとっては、この要求に厳しく応えることは容易であるはずだが、異端審問などが基本方針として疑惑がある場合は、改悛の兆しが少しでもあれば、直ちに軽減を行うのである。その意味で、異端審問は、正義を傷つけることなく、裁判が基本的に厳格主義であるのと異なり、慈悲深かったという点で歴史的な例外の一つであるのと同時にフランスのアンシャンレジーム時代のカトリック的民事司法に匹敵するものである。ちなみに、中世の資料を見るかぎり、世俗側の評価に

よると、教会管轄の裁判が「寛解主義」だと批難されている[18]。

221-223ページには、異端を捨てた異端者への処置が、公的な（異端説の）棄教儀式の例とともに示されている。以下引用句と関係する箇所だけを引用しよう。

「第8の判決：悔悛した異端者の棄教

（前略）

審問官は、（訳者補・被告人の過失を記す判決状を）読んだ後、ある兆候から否認者が本当に改心していることを察知したら、被告人にこう尋ねる：「これは真実に沿っているか」。そして、異端を捨てた者がそうだと答えると、審問官は続ける：「あなたはこれらの異端の中にとどまり、永遠に自分自身を、そして自身の身体をも呪いたいのか、それとも異端を捨て、魂を救い、死を免れる可能性を保ちたいのか」。もし被告がこれらの誤りに留まることを望まず、それらと決別したいと答えたのなら、審問官は「あなたは賢明な決断をした」と付け加える。（中略）

さらに、異端者が簡単に自白した場合、または異端であった期間が短い場合、刑罰を軽減する根拠に当たることに留意する必要がある。この種の異端者は無期懲役を宣告される可能性があるが、「牢屋」というのは彼らが住んでいる町のことである（後略）」

ここでは、「牢獄」や「壁」は、一般に、例えば都市や地域など、ある空間における監視下の自由を意味していたことも注目できる[19]。

そして最後に引用句として取り上げられる文章の文脈がある。

「XVI（ペニアによる解説項）「これは真実に沿っているのか」と審問官は異端を捨てた者に問う。しかし改悛者の答えが民衆のスキャンダルとなる恐れが大きいので、この質問はしない方がよい。改悛者がそれを否定する返事をし、異端を弁解しようとするとも限らない。しかもその場合、民衆は審問法廷の正義を疑うかもしれない。改悛者が無実を訴えることがな

いように、また人々が有罪判決が不当ではないかと思うわずかな理由も与えないように、あらゆる手段を尽くそう。」

これが本文の大まかな引用であるが、ここでも翻訳者が文脈を無視して逆のことを述べている。これが想定されているケースはかなり限定的であることを忘れてはならない。

公的な（異端説の）棄教儀式が行われるのは、裁判所が事件を裁き、被告人が異端であると断定しつつも、被告人の改心と改悛によって最も重い世俗上の刑罰から免れるという結論に至った場合になる。そして、教会と国民と被告との和解、すなわち被告人の政治社会への完全復帰を記念して、棄教儀式（Auto da fe）を行う。事件の終結と被告人の社会復帰を示すことで、「民衆」に手放しで赦しを求め、それによって被告人を「民衆」による迫害から守るのである。

ペニア審問官は、公的な棄教儀式において、異端者がしばしば行おうとするスキャンダルを引き起こすような機会を被告人に与えてはならないと忠告している。そしてアイメリッヒが用意した儀式上の質問は余計なものだと考えている。なぜなら棄教儀式は、すでに終了したはずの調査の一部ではないからである。あくまでも儀式上の一句であり、この質問は被告人との裁判で繰り返されていて、被告人と教会との公的な和解である棄教儀式にはもはや関係がないのである。それどころか、裁判とは異なり、公の場であるこの儀式は、悪意のある異端者にとっては、スキャンダルを引き起こし正義をあざむく絶好の機会に成りうるので、その場合を想定してペニアがそうならないようにと予防線を張っているのである。

4「無実の者を火刑にするのは難しいが ...」（235頁）

この引用句を挙げた目的は明らかである。異端審問が過酷であり、無実の者を敢えて火刑に処することを憚らないという印象を与えたかったのだろう。

文脈においてこの引用句を見てみよう[20]。これは、被告人は自白しなかったが、異端者であることを証明する証拠と証言が十分にある時に有罪判決を下すべきかどうかという文脈である。したがって、想定されているのは非常にまれなケースである。なぜなら、自白は常に異端罪の確定のために必要であるが、多数の目撃者や証拠によって異端者であることが明白でありながら、自白がない時に判断に問題が生じうるからである。そしてアイメリッヒは基本的にその場合には（火刑台を意味する）世俗裁判に被告人を送ってはいけないことを原則にしながらも、さらなる告発者が現れて被告人に対して証言した場合は、死刑に処することを肯定している。つまりこの部分は、証人に対して彼らの証言が死刑を意味することを予め十分に思い知らしめ、偽証人を極力避けなくてはならないと説明している箇所となる（232-234頁）。

その中に、「「偽証者は無期懲役になる」とある。アイメリッヒは、この場合、偽証者は死刑になるとする報復の法則を除外していることに注意しよう。」[21]（234頁）

この文章は、偽証の可能性をできるだけ減らす方法と、証人と被告人との立ち合いを行うべきかどうかを説明する長い段落の最後にある。自白がない場合、無実の人が火刑台に送られる可能性があったが、異端審問官はこれを何としても避けたかったのだ。

ペニアは以下のように続ける。

「アイメリッヒ曰く「それでも「自白しない」ことにこだわる被告人については、極端な話、すでにその体が火中にあったとしても、本人が悔い改め、自白したいと言えば、原則に従えば、命は救われ、終身禁固となる。」このような光景を目にしたら、犯していない罪を自白して救われる方が、自白しないで焼かれるよりはマシなのではないかと考える向きがあるだろう。もちろん、この問題は、この12番目のタイプの判決（訳者補・自白を

伴わない異端罪が存在する）を想定したとき、生じうるものである。なぜなら、ここでは告白しない者（彼は無実である可能性が残っている）は火刑に処せられ、やっていないことを告白すれば、火刑こそ免れるものの、終身禁固となるからである。

最も醜く恐ろしい犯罪、例えば姦通罪、姦淫罪など、私たちがその名を聞くことさえ耐えられないような犯罪を被告人が行ったと確信した人が、やってもいないことを告白すれば、終身刑にはなっても、火刑にはならないと仮定してみよう。またそれらの罪を犯していないのに、死や拷問などを回避するために、やってもいないことをやったと自白し、自分を貶めたとしよう。たとえ、法廷の外でこのような告白をし、それに対して宣誓しなかったとしても、大きな不名誉を自分自身に与えることによって、大罪（訳者補・つまり嘘をついたこと）を犯したと言い訳することはできないだろう。しかし、異端という罪は、あらゆる恐ろしい罪の中で最も重く、重大なものではないだろうか。そうであれば、死から逃れるために、ひどい中傷を自らに与えて、異端者だと宣言する者はいないはずである。隣人を誹謗中傷することは大罪ではないか。ましてや、自分の名誉を傷つけるなどもってのほかである。したがって、**無実の人を火刑にすることは難しいが、被告人が死を免れるためにウソを自白することは許されない**。このように彼の死に立ち会う聴罪司祭と神学者が彼の真意をもって慰めることになるしかない。やっていないことを告白してはならない、と彼らは彼に言うだろう。そして、不正と拷問に忍耐をもって耐えれば、殉教の冠を授かることを忘れてはならないと。」[22]（235頁）

サラ＝モランは、具体的な事例を記した文脈から文章を抜き出し、それを一般化している。しかしながら、ここで想定されているケースは心や精神を読みとることができない裁判官の能力を超えた事例に直面しているような場合である。つまり、すべての証拠や証言は被告人が有罪であることを示し、自白を必要としない普通の訴訟手続きの場合、有罪の判決を下すに足るすべての証拠がそろっており、裁判官を含む誰もが被告人が有罪で

あると確信する一方で、被告人は無実を訴え続け、一貫して自白を拒否し続けるという、非常に稀なケースを想定している。

つまり、サラ＝モランが指摘するのとは逆に、この文章は無実の人が不当な扱いを受けるのを防ぐために、異端審問官がこの事例を検討し、被告人の霊魂を救い、訴訟上の過失を防ぐために、どこまで配慮されるべきかを示している。よく出来た訴訟制度や高潔な裁判官であっても、誤った判決を下すことを防ぐことは不可能で、無実の人が断罪されることは常に起こりうることだが、『審問官指針』はまさにこの前提に立っている。言いかえれば、異端審問をはじめ、欧州における前近代の訴訟制度は人間の正義が絶対的ではないことを示している一例であると言えよう。

また、この文章はキリスト教における「霊魂の救済」という基本観点を示している。それに死刑囚に対する配慮と世話も示されている。当時の人々は、誰もが、この世の人生は単なる旅であり、永遠の命を得るための旅であるので、人生は非常に重要なものではあるが、人生は永遠の命に従属するものだと認識していた。

そこでペニア審問官は、このような稀なケースにおいて、火刑台に上った被告人が自白してもそれを認めなければならない、という判断はいかなる場合においてもよくないと忠告するのである。もし被告人が有罪であれば、有罪判決を無効にすることは、人々へのスキャンダルの種となり、正義を傷つける不当な決定である（前提として正式の手続きを経て、訴訟の過程で被告人の有罪はかなり裏付けられた上、すでに被告人に告白する機会が何度も与えられたケースである。そのため、死を目前にして、火刑台の足元で告白しても、この告白の誠意と改心の意志が疑わしいことは常識である。）もし被告人が無実なら、「嘘をつく」となる自白になり、死よりも大罪を犯させることになり、このような永劫の苦しみを伴い得る行為を誘導するような決定は、全く慈悲深いとは言えない。それゆえ、ペニアによる上記の勧告があるのだ。

5「被告人を拷問する習慣を賞賛する」（263頁）

サラ＝モラン氏が最後の引用句として拷問に関する引用をあげている。ここからマイナスイメージを後押しするかのように、残酷な審問官が拷問を行うだけではなく、拷問自体を好んでいるといった印象を与えたいのだろう。

これも、文脈を切り離しての引用である。ペニアは拷問に関する長い解説の中で、このテーマに関するすべての法律の規則と原則を説明し、想起している。被告人が有罪であることを確定するために証拠が足りない場合、しかしまた同時に、証拠が多すぎるために被告人を釈放もできない場合に限って「質問」にかけることが可能となる。それには、制限と例外も設けてあり、子供・高齢者・妊婦などに対する拷問や、被告人を傷つけることを禁止し、拷問で得た自白には証拠価値がないとして、法的価値を得るために再び普通の審理の際に自白する必要がある。また「質問」は公証人を含む数人の立会いのもとで行わなければならないといった原則がある。更に拷問で自白しない被告人は無罪と推定され、釈放されなければならないという重要な原則もあった。

この文脈でペニアは以下のような解説を施している。この解説は、彼が生きていた16世紀のスペインの状況と非常に関係している。なぜなら、中世の異端審問なら、拷問はほとんど行われなかったからである。

ペニアが拷問にかける制限と条件を二ページにわたって書き尽くした後、次のような解説を書く。

「私の意見を言わせてもらえば、この種の（訳者補・拷問の方法を論じる）博識は、私たち法律家や神学者の仕事というより、死刑執行人の仕事のように思えるのだと思う。したがって、それについての議論はしない。とはいえ、**私は被告人を拷問する習慣を称賛している**。特に、悪人たちがかつてないほど恥知らずになっている昨今では、なおさらである。今日、彼らの多くは非常に大胆に苦悩を克服することを願って、わざとあらゆる種類の犯罪に手を染めている。実際、アイメリッヒが言ったように、呪文の助

けを借りて克服しようとする犯罪者も多くは内。（完全に魔法にかけられた者なら言うまでもないが）**しかし、私は、虚しい栄光を求め、血に飢えた裁判官たちにも同様に反対である。最も可哀そうな被告人（misellis reis）に対して、法律と誠実心にあえて反して拷問を課したせいで、死んだり、手足を骨折したりして、永遠に不具になるようなことに加担するような裁判官は批判する。審問官は、立法者のこの判決を常に心に留めておくできである。被告人は、死刑執行になろうか釈放されようか、拷問にかけても健康で健全のままでいられるようにすべきである。**」[23]

訳者はなぜこの解説項の後半部分、すなわち裁判官による拷問の悪用と違反のみを非難して、これが法律と誠実心に反する行為であると断言している部分を強調するのを忘れただろうか。ペニアは一方で、拷問の悪用と法律違反を非難し、他方で、過剰な寛大さをも非難している。つまり、一定数の犯罪者が目撃者なしで巧みに犯罪を行い、捕まっても証拠が足りないことを期待し、緩くなった「拷問」になんとか耐えようと考え、釈放を待つ事態を警戒しているのである。無論この発言はペニアが生きた１６世紀のスペインという特殊の場合に限定される。つまり、異端審問を制度として判断するための材料としては、不適切であると言わざるを得ない。ペニアによるこのような勧告は一般的ではなく、拷問の様式も民法の影響に従って時とともに進化してきた。このように「拷問」という要素は不変な現象でもなければ、さらに異端審問の特徴でもない。

結びに代えて

以上、限られた事例ではあるが、異端審問に対するマイナスイメージがいかに広められたかを知るには重要な手がかりと言えよう。また、サラ＝モランの説を検討した中で、本文内の一節を強引に切り取って解釈することによって、原文とは逆のありかたを彼が描いていたこと、『インクイジション論』において紹介した訴訟手続きの法を踏まえながら、どのように

異端審問が運ばれたのかを再確認した。

最後に、サラ＝モラン氏による『審問官指針』の仏訳をもって異端審問を誹謗し、それを通じて教会とカトリック信仰を誹謗するようなことがあったが、これは初例ではない。18世紀中ごろに、重大な影響を及ぼした前例がある。啓蒙思想家とされているモレレ（Morellet）神父による『審問官指針』の抜本仏訳がある（1762年出版）[24]。これは異端審問を攻撃するために、都合よく抜本されて適当に仏訳された書物となるが、全訳でないため原文を確認しようがなく、「世論操作」に近い攻撃文であると言わざるを得ない。ところが、匿名で出版された、その序文を読むと、あたかも本来異端審問を保護するであろうイエズス会員の誰かが書いたかのように見せかけられている。当時、知識人としても信頼されていたイエズス会員の権威を借りて、多くの忠実なエリートを対象に異端審問という制度が残酷であるという印象を植え付けようという意図で書かれた書物であるといえよう。そして、この書物を通してスペイン・インクイジションのマイナスイメージはフランスをはじめ、フランス語を公用語にしていた多くの欧州国々で広まっていたのである[25]。

参考文献

『魔女狩り論』と『インクイジション論』において掲載された文献リストを省略することにしたので、全文献を参照したい方は前掲論文を参照。

以下、本論に向けて新しく参考された文献だけを記載することに留めた。

博士論文に向けて奴隷制と人身売買の研究を行う際、異端審問の裁判が第一史料になることが多く、これらの史料から人身売買を知れる。これらの研究において異端審問が研究対象ではないため、本リストから排除したが、多くの示唆がある。

前掲論文

・ポール・ド・ラクビビエ、『魔女狩りと宗教裁判を巡って（その二）その真相を明らかにし、近代訴訟制度の起源に迫る』、國學院法政論叢 43輯 1-90頁 , 2022-02

・ポール・ド・ラクビビエ、『魔女狩りと宗教裁判を巡って（その一）その真相を明らかにし、近代訴訟制度の起源に迫る』、國學院法政論叢 42輯 1-68頁 , 2021-02

・フィリップ・ピショー、『アンシャン・フランスの基本法』、國學院法政論叢 42輯 69-134頁 , 2021-02

・フィリップ・ピショー、『進歩、啓蒙思想と革命』（國學院法政論叢 43輯 91-147頁 , 2022-02）

本論において検討される資料

Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集と仏訳），Le manuel des inquisiteurs（審問官指針），Albin Michel, Paris, 2001

史料

・モレレ（Morellet）神父、『審問官指針』（抜本仏訳）、１７６２年

・Henry Inquisitoris, Jacques Spenger（Amand Danet 編、序文と仏訳），Le Marteau des Sorcières（魔女の槌』）、Jérôme Milllon, 2021、５３９頁

サラ＝モラン氏と『審問官指針』関連

・Annequin Jacques. Louis Sala-Molins, Le Code Noir ou le calvaire de Canaan（サラ＝モランの『黒人法典』書評）. In: Dialogues d'histoire ancienne, vol. 29, n° 2, 2003. pp. 191-193

・del Castillo-Thiellay Brigitte. Une histoire de pouvoir, de sexe et de religion（宗教、権力と性の歴史）. In: Raison présente, n° 154-155, 2e et 3e trimestres 2005. Menaces sur le climat. pp. 163-168

・Dedieu Jean-Pierre. André Morellet, Abrégé du Manuel des Inquisiteurs（1762）（モレレ神父の『審問官指針』抜粋、1762年）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 47e année, N. 1, 1992. pp. 151-152

・Boussinesq Jean. Louis Sala-Molins, Sodome -exergue à la philosophie du droit（サラ＝モラン著の『ソドム―法哲学引用句として』）. In: Raison présente, n° 103, 3e trimestre 1992. Le citoyen, l'Europe, le monde. pp. 173-174

・Boussinesq Jean. Louis Sala-Molins, Les misères des lumières.（サラ＝モラン著の『啓蒙思想家の悲惨事』）In: Raison présente, n° 103, 3e trimestre 1992. Le citoyen, l'Europe, le monde. p. 174

・Bourdeau de Fontenay Élisabeth. Exposé de Mme Elisabeth Bourdeau de Fontenay（Elisabeth Bourdeau de Fontenay による講演記録），maître de conférence de philosophie à l'Université de Paris I. In: Hommes et Migrations, n° 1124, septembre

1989. La France et la pluralité des cultures. Journée d'étude organisée par la Fondation Danielle Mitterrand France-Libertés le lundi 18 mai 1987, en Sorbonne. pp. 11-16

・Bormans Christophe. Esclavage moderne et idéologie antique（近代奴隷制と古代のイデオロギー）. In: Tiers-Monde, tome 37, n° 148, 1996. Relations de travail et mondialisation. pp. 787-802

・Louis Sala-Molins, Le Code Noir ou le calvaire de Canaan, 1987（書評・サラ＝モランの「黒人法典、カナンの苦難、1987年」）. In: Droit et société, n° 9, 1988. Max Weber. Réception, diffusion de sa sociologie du droit. p. 331

・Llinarès A. Louis Sala-Molins, Lulle（書評・サラ＝モラン著の「Lulle」）. In: Bulletin Hispanique, tome 71, n° 1-2, 1969. p. 389

・Pattin Adriaan. Louis Sala-Molins, La philosophie de l'amour chez Raymond Lulle.（書評・サラ＝モラン著の Lulle における愛の哲学）Préface de Vladimir Jankélévitch. In: Revue Philosophique de Louvain. Quatrième série, tome 73, n° 19, 1975. p. 563

・Poulat Emile. Morellet（André）Abrégé du Manuel des Inquisiteurs.（モレレによる『審問官指針』抜粋）In: Archives de sciences sociales des religions, n° 72, 1990. p. 282

・Poulat Emile. Lea（Henry-Charles）Histoire de l'Inquisition au Moyen-Age（書評・Lea 著の中世の異端審問の歴史）. In: Archives de sciences sociales des religions, n° 74, 1991. pp. 267-268

・Van Balberghe Emile. Nicolau Eymerich et Francisco Peña. Le manuel des inquisiteurs. Introduction, et notes de Louis SalaMolins（École Pratique des Hautes Études. Sorbonne VIe Section : Sciences Économiques et Sociales. Le savoir historique, 8）.（書評・『審問官指針』）In: Scriptorium, Tome 31 n° 1, 1977. p. 178

・Verheyden A. L .E. Sala-Mouns（Louis）, Nicolau Eymerich, Franciso Peha. Le manuel des inquisiteurs.（書評・『審問官指針』）In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 54, fasc. 2, 1976. Histoire（depuis l'Antiquité）— Geschiedenis（sedert de Oudheid）pp. 727-728

・Saint Blanquat Odon de. Nicolaus Eymerich et Francisco Peña. Le manuel des inquisiteurs. Introduction, traduction et notes de Louis Sala-Molins. Paris-La Haye, Mouton, 1973. In-8°, 249 pages（Le savoir historique, 8）.（書評・『審問官指針』）In: Bibliothèque de l'école des chartes. 1977, tome 135, livraison 1. pp. 190-191

中世

・Jacques Heers, Gilles de Rais（ジル・ド・レ），Perrin, Paris, 2015（1994）.

・Claude Gauvard, La France au Moyen-âge du Ve au XVe siècle（五世紀から十五世紀まで、中世のフランス），PUF, Paris, 2014

・Claude Gauvard, Condamner à mort au Moyen-âge. Pratiques de la peine capitale en France XIIIe-XVe（中世で死刑判決の下り方。十三世紀から十五世紀までのフランスにおける死刑の在り方），PUF, Paris, 2018

・Alessia Trivellone, « L'hérétique imaginé. Hétérodoxie et iconographie dans l' Occident médiéval de l'époque carolingienne à l'Inquisition »（描かれた異端者―カロリング朝から異端審問までの西洋中世の美術品と異端），Bulletin du centre d'études médiévales d'Auxerre | BUCEMA [En ligne], 14 | 2010, mis en ligne le 14 octobre 2010

・Biget Jean-Louis. Les Dominicains, les hérétiques et l'inquisition en Languedoc（ランゲドックにおけるドミニコ会士、異端者と異端審問）. In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 159e année, N. 4, 2015. pp. 1661-1672

・Durieux François-Régis. La catéchèse occitane ou catalane de Maître Ermengaud et de Raymond Lulle（Raymond Lulle と Ermengaud 師によるオックかカタロニアの教理を教える書）. In: La religion populaire en Languedoc. Toulouse : Éditions Privat, 1976. pp. 217-225.（Cahiers de Fanjeaux, 11）

・David Zbíral, « Définir les « cathares » : le dualisme dans les registres d' inquisition »（カタリ派を定義づける。異端審問所の記録における二元主義），Revue de l'histoire des religions [En ligne], 2 | 2010, 195-210

・Michèle Janin-Thivos, « Torture inquisitoriale et nudité : la pudeur en question »（院端審問による拷問と裸性。羞恥心の問題），Rives nordméditerranéennes [En ligne], 30 | 2008, 65-76

・Klaniczay Gábor, Kristóf Ildikó, Gaviano Marie-Pierre. Écritures saintes et pactes diaboliques. Les usages religieux de l'écrit（Moyen Âge et Temps modernes）（聖なる書物と悪魔との誓約。書物を扱う宗教的慣行について、中世と近代）. In: Annales. Histoire, Sciences Sociales. 56e année, N. 4-5, 2001. pp. 947-980

・Paravy Pierrette. Faire Croire. Quelques hypothèses de recherche basées sur l'étude des procès de sorcellerie du Dauphiné au XVe siècle（信じさせる。Dauphiné 地方での１５世紀の魔女裁判の研究に基づいての研究上の幾つかの仮定）. In: Faire croire. Modalités de la diffusion et de la réception des messages religieux du XIIe au

XVe siècle. Actes de table ronde de Rome（22-23 juin 1979）Rome : École Française de Rome, 1981. pp. 119-130.（Publications de l'École française de Rome, 51

・Schmitt Jean-Claude. Le suicide au Moyen Âge（中世における自殺）. In: Annales. Economies, sociétés, civilisations. 31e année, N. 1, 1976. pp. 3-28

・Pierre Prétou, « La tarification de l'homicide en Gascogne à la fin du Moyen Âge »（中世末期のガスコーニュにおける殺人の価格決定という慣習法）, Histoire & mesure [En ligne], XXVII-1 | 2012, mis en ligne le 01 octobre 2012, 7-28

・Vauchez André. Regards critiques sur les dominicains dans la France méridionale au XIVe siècle.（14世紀のフランス南部におけるドミニコ会史への評価的視線）In: Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, 159e année, N. 4, 2015. pp. 1673-1691

近世期（スペイン・インクイジション、その他）

・Eric Roulet（監修）, Conquistadores, négriers et inquisiteur（〔論文集〕コンキスタドーレス、黒人奴隷売買と審問官）, L'Harmattan, 2018

・Beñat Zintzo-Garmendia, Histoire de la Sorcellerie en Pays Basque（バスク地方における魔術の歴史）, Editions Privat, Toulouse, 2016, 793頁

・Álvarez Delgado Lorena. Mise en scène des lieux de justice dans l'Espagne du XVIe siècle : des limites au centre de la ville de Cangas de Tineo, aux Asturies（16世紀のスペインにおける正義の関わる場所の演出－アストリア地方の Cangas de Tineo の辺境から市中へ）. In: Les acteurs de la composition urbaine. Actes du 137e Congrès national des sociétés historiques et scientifiques, « Composition（s）urbaine（s）», Tours, 2012. Paris : Editions du CTHS, 2014. pp. 23-32.（Actes des congrès nationaux des sociétés historiques et scientifiques, 137-7）

・Anne Brogini, « L'Inquisition, élément de l'identité maltaise（XVI e-XVIIe siècles）（異端審問、マルタ島のアイデンティティーの一つの要素として―16・17世紀）», Cahiers de la Méditerranée [En ligne], 66 | 2003, 215-229

・Ana Conde, « La répression de la sorcellerie dans l'Espagne inquisitoriale : du discours des démonologues à des témoignages peu empreints de la marque diabolique »（異端審問を敷くスペインにおける魔術の弾劾について―悪魔論から悪魔的な要素の少ない証言へ）, reCHERches [En ligne], 9 | 2012, 227-239

・Adam Renaud. L'Histoire du Saint sacrement de Miracle d'Étienne Ydens（1605）, oeuvre de dévotion ou oeuvre polémique ?（Etienn Ydens 著の「御聖体の奇跡（1605）」

の話－霊的書物か攻撃文か）. In: Revue belge de philologie et d'histoire, tome 92, fasc. 2, 2014. Histoire médiévale, moderne et contemporaine Middeleeuwse, moderne en hedendaagse geschiedenis. pp. 413-433

・Azzopardi-Ljubibratic Sarah. Conversions religieuses des juifs à Malte（XVIe-XVIIIe siècles）: une approche comparée du marranisme（マルタ島におけるユダヤ教徒の改宗　16-17世紀、比較方法でマラーノ問題を）. In: ASDIWAL. Revue genevoise d'anthropologie et d'histoire des religions, n° 14, 2019. pp. 209-212

・Boeglin Michel. Contribution à l'étude des protestants de Séville（1557-1565）: sociabilités et sensibilité religieuses（セヴィリアのプロテスタント信徒の研究への貢献（1557－1565）－宗教上の人脈と派閥）. In: Bulletin Hispanique, tome 108, n° 2, 2006. pp. 343-376

・Dhuicq Bernard. Oroonoko : la rencontre de trois mondes（三つの世界が出合う時。Oroonoko について）. In: XVII-XVIII. Bulletin de la société d'études anglo-américaines des XVIIe et XVIIIe siècles. N° 38, 1994. pp. 33-43

・Boudet Jean-Patrice. Magie théurgique, angélologie et vision béatifique dans le Liber sacratus sive juratus attribué à Honorius de Thèbes（Honorius de Thèbes の書物とされる「Liber sacratus sive juratus」におけるテウルギア（魔術）の呪い、天使論と見神）. In: Mélanges de l'École française de Rome. Moyen-Age, tome 114, n° 2. 2002. pp. 851-890

・Lavenia Vincenzo. Ipse Christus innocentissimus. Inquisizione, eretici condannati e sacramenti（キリストのように至上無実なり。院端審問、有罪と断定された異端者と秘蹟）. In: Mélanges de l'École française de Rome. Italie et Méditerranée, tome 121, n° 1. 2009. Administrer les sacrements en Europe et au Nouveau Monde : la curie romaine et les dubia circa sacramenta pp. 155-172

・Ricardo Escobar Quevedo, « Histoire de la diaspora marrane »（マラーノ離散の歴史）, Annuaire de l'École pratique des hautes études（EPHE）, Section des sciences religieuses [En ligne], 119, 83-88

・Giuseppe Marcocci, « Toward a History of the Portuguese Inquisition Trends in Modern Historiography（1974-2009）（ポルトガルの異端審問の歴史に向けて―研究史の動向（1974―2009））», Revue de l'histoire des religions [Online], 3 | 2010, 355-393

・Fanlo Jean-Raymond. Les martyrs romains du livre des Feux : violence, politique et poétique dans les Tragiques（Feu 巻におけるローマの殉教者。暴力、政治と詩）. In: Albineana, Cahiers d'Aubigné, 30, 2018. « L'acier de mes vers » les Tragiques :

1616-2016. Actes du colloque international des 21, 22 et 23 septembre 2017. pp. 259-277

・Geffray Christian. Nobles, bourgeois, Inquisition : les prémisses de l'expansion coloniale portugaise au XVIe siècle（貴族、ブルジョワと異端審問―１６世紀のポルトガル拡大の序幕）. In: Cahiers d'études africaines, vol. 21, n° 84, 1981. pp. 523-546

・Marey-Thibon Placer. Eric Roulet, La conquête des Amériques au XVIe siècle（16世紀のアメリカ大陸進出）. In: Caravelle, n° 74, 2000. pp. 277-278;

・Liliana Schifter, Patricia Aceves et Patrice Bret, « L'inquisition face aux Lumières et à la révolution française en Nouvelle-Espagne : le dossier et le procès d'Esteban Morel（1781-1795）»（新スペインにおけるフランス革命と啓蒙思想とであるインクイジション―Esteban Morel の裁判（1781－1795）），Annales historiques de la Révolution française [En ligne], 365 | Juillet-septembre 2011, mis en ligne le 01 septembre 2014

・Roulet Éric. Les missionnaires et les rituels de guérison indiens en Nouvelle-Espagne dans la première moitié du XVIe siècle.（16世紀前半の新スペインにおける宣教師とインディオ人の治療儀礼について）In: Perception de l'altérité culturelle et religieuse. Actes du 130e Congrès national des sociétés historiques et scientifiques, « Voyages et voyageurs », La Rochelle, 2005. Paris : Editions du CTHS, 2011. pp. 180-188.（Actes des congrès nationaux des sociétés historiques et scientifiques, 130-13）

・Ricardo Escobar Quevedo, « Inquisition et judaïsants dans l'Amérique espagnole（1569-1649）»（スペインアメリカにおけるインクイジションと隠れユダヤ教徒），Revue de l'histoire des religions [En ligne], 1 | 2007, mis en ligne le 01 mars 2010, 47-59

・Ricardo Escobar Quevedo, « Études sur le marranisme ibéro-américain »（イベロ・真エリカのマラーノに関する諸研究），Annuaire de l'École pratique des hautes études（EPHE），Section des sciences religieuses [En ligne], 115 | 2008, 141-142

・Ragon Pierre. « Démonolâtrie » et démonologie dans les recherches sur la civilisation mexicaine au XVIe siècle.（16世紀のメキシコ文明についての研究における悪魔論と「悪魔崇拝」）In: Revue d'histoire moderne et contemporaine, tome 35 N° 2, Avril-juin 1988. Des Européens dans l'Amérique coloniale et aux Caraïbes, XVIe-XIXe siècles. pp. 163-181

・Zeldes Nadia. Auto de Fe in Palermo, 1511. The First Executions of Judaizers in Sicily.（1511年、Palermo における棄教儀礼。シチリアにおける隠れユダヤ教徒の最初の死刑執行）In: Revue de l'histoire des religions, tome 219, n° 2, 2002. pp. 193-226

・Vincent Parello, « La visite du licencié Diego de Haedo dans le district

inquisitorial de Saragosse（1575）»（サラゴサ区の異端審問所を監査するDiego de Haedo博士の訪問（1575年）），Bulletin hispanique [En ligne], 109-1 | 2007, 67-95

・Stefano Magni, « L'inquisition : au-delà de la religion. Regards croisés »（インクイジション－宗教の彼方へ。），Cahiers d'études italiennes [En ligne], 9 | 2009, mis en ligne le 15 janvier 2011, 57-67

・ESCAMILLA, Michèle. Le biblisme humaniste et l'Inquisition（インクイジションとヒューマニズムによる聖書研究）In : L'Inquisition espagnole et ses réformes au xvie siècle [en ligne]. Montpellier : Presses universitaires de la Méditerranée, 2006（généré le 10 octobre 2022）.

・François Lormant. La sorcellerie en Lorraine du XVIe au XVIIe siècle : un phénomène politique, social et religieux dans les massifs vosgiens（16世紀と17世紀のロレーヌにおける魔術。ヴォージュ山脈での政治、社会と宗教上の現象）. Andrée Corvol; Charles Dereix; Pierre Gresser; François Lormant. Forêt et montagne, L'Harmattan, pp.197-209, 2015, 978-2-343-05523-7

講演

・Laurent Albaret,「インクイジション（フランス南部の中世期の異端審問）」、フランス国立古文書学校（Ecole des Chartes）主催、2019年（https://www.youtube.com/watch?v=5g-Z0lpXBYI&t=7s）

・Claude Gauvard、「中世末期のフランスにおける魔術師と魔女（Sorciers et sorcières en France à la fin du Moyen Âge）」、パリ古文書館主催、2019年（https://www.youtube.com/watch?v=-GH9ot1gyzE）

・Serge Gruzinski、「メキシコのイディオスがラテン語を知っていた時代―世界史の長い道（Quand les Indiens du Mexique savaient le latin : le long chemin de l'histoire globale）」、パリ古文書館主催、2021年（https://www.youtube.com/watch?v=prnDIzyagSo&t=9s）

・Claude Gauvard、「13・14世紀のフランス王国における死刑判決（Condamner à mort dans le royaume de France（XIIIe-XVe siècle））」、パリ古文書館主催、2020年（https://www.youtube.com/watch?v=AnscjeN2_4A&t=2s）

・André Vauchez、「中世西洋に異端と異端者－研究史上のアプローチ1955―2015年（Hérésies et hérétiques dans l'Occident médiéval : approches historiographiques（1955-2015））」、国立古文書学校主催、2016年（https://www.youtube.com/watch?v=nyl-zFiD3fU&t=11s）

・Claude Gauvard、「Gilles de Rais 訴訟」、破棄院主催、2021年（https://www.youtube.com/watch?v=T3Y7O8Tq85A）

・Claude Gauvard、「ジャンヌダルク、殉教者で侮辱された英雄（Jeanne d'Arc, héroïne diffamée et martyre）」、国立古文書学校にて、Cluny 博物館友の会主催、2022年（https://www.youtube.com/watch?v=l_e8NMUXO4U&t=8s）

・Pierre Prétou,「Montfaucon という死刑台。絵でその歴史を（Le Gibet de Montfaucon. Une histoire par l'image）」, パリ古文書館主催、2018年。（https://www.youtube.com/watch?v=Na1QVORTSOA）

1 Nicolas Eymerich（Louis Sala-Molins 編集），Le manuel des inquisiteurs（異端審問官指針），Albin Michel, Paris, 2001（初版1974年）304頁

2 同上、序文、9頁より

3 同上、7頁 « La finalité des procès et de la condamnation à mort n'est pas de sauver l'âme de l'accusé, mais de maintenir le bien public et de terroriser le peuple. »

« Le rôle de l'avocat est de presser l'accusé d'avouer et de se repentir, et de solliciter une pénitence pour le crime qu'il a commis »

« Que tout soit fait pour que le pénitent ne puisse se proclamer innocent afin de ne pas donner au peuple le moindre motif de croire que la condamnation est injuste.»

« Bien qu'il soit dur de conduire au bûcher un innocent…

« Je loue l'habitude de torturer les accusés »

4 引用にある括弧は本文の著者によるものである。和訳者による補いである場合、「訳者補・」と記した。

5 « XVI. Le thème de la folie feinte mérite une attention particulière. Et s'il s'agissait, une fois, d'un vrai fou ? Pour avoir le cœur net, on torturera le fou, vrai ou faux. S'il n'est pas fou, il continuera difficilement sa comédie sous la douleur. S'il y a des doutes et qu'on l'on ne puisse croire qu'il s'agit bien d'un vrai fou, qu'on le torture quand même, car il n'y a pas lieu de craindre que l'accusé meure sous la torture（*cum nullum hic mortis periculum timeatur*）. »

6 詳細について、『インクイジション論』の11頁を参照。また同論の脚注、73から81号まで。また証拠制の成立と密接に関係しているので、同論の脚注44号をも参照。

7『インクイジション論』の10頁をも参照。また脚注、66号をも参照。

8 中世期における異端審問の「拷問」は厳格ではないことを示すもう一つの研究を示そう。Michèle Janin-Thivos, « Torture inquisitoriale et nudité : la pudeur en question »（院端審問による拷問と裸性。羞恥心の問題）, Rives nordméditerranéennes [En ligne], 30 | 2008, 65-76において、具体的に裸にするやり方についての研究である。異端審問では、基本的に裸にする拷問を限定にして、それに対して警戒していた。この論文において参照すべき点が多いので、お勧めする。紙幅の問題で、結論だけを次のように記しておこう。

76頁 «Si au XVIe siècle, la nudité était sans doute en usage dans les prisons inquisitoriales, comme dans d'autres cours de justice, elle ne participait pas d'un sadisme particulier mais d'une technique du supplice qui portait sur l'humiliation et la souffrance associée, vérifiées sur le corps très directement. En revanche, les témoignages montrent ensuite, peut-être après la dénonciation des abus, qu' une relative méfiance s'installe dans les pratiques inquisitoriales vis-à-vis de la dénudation des corps, qui devient partielle et rapide, alors que la justice séculière continue à recourir à ces méthodes humiliantes lors des exécutions pour crime de lèse-majesté où un répertoire des supplices particulièrement étendu est utilisé. »

9 « Mais si l'hérétique continue de blasphémer comme un fou sous la torture et pendant qu'on le mène à la mort, n'y a-t-il pas lieu de surseoir pour l'amener à se repentir, de sorte que, perdant la vie, il ne perde pas son âme ? Il le semblerait. Mais il faut rappeler que la finalité première du procès et de la condamnation à mort n'est pas de sauver l'âme de l'accusé, mais de procurer le bien public et de terroriser le peuple (ut alii terreantur).

Et que faire enfin si l'accusé est véritablement fou ? On le gardera en prison en attendant qu'il retrouve la raison : on ne peut pas livrer à la mort un fou, mais on ne peut pas davantage laisser un fou impuni. Quant aux biens du fou, ils seront donnés à un procureur ou aux héritiers : car la folie, après le crime, peut faire retarder le châtiment corporel, mais elle ne libère pas de la perte des biens. »

10 一般的「神」と訳されているが、カトリックの一神を指す時、本来ならば定訳である「天主」を使うことにした。

11『インクイジション論』の脚注、67号をも参照。

12 異端審問の成立理由と過程について、『インクイジション論』の第二、６頁よりを参

照。世俗裁判が信仰上の犯罪を乱暴に裁くことを裂ためるためにも、あるいは世俗裁判が政治理由または戦争理由で、異端者を裁くことを妨げるためにも中世の異端審問が成立された側面がある。

13 このところに、ラテン語の原文を確認する必要があろう。「絶対的」という語感が強すぎて、しかも「absolutus」の語源で、ラテン語として成り立たないので、原文以上に強調される可能性が高い。

14 この指摘は16世紀のスペインの特別な事情を思い起こす。いわゆる「新しきキリシタン」（元ユダヤ教徒かイスラム教徒が回心した先祖を持つ）と古きキリシタンの区別を指す。

15 « 31. Admission d'un défenseur

Le fait de concéder une défense à l'accusé est aussi une cause de lenteurs dans le procès et de retard dans la proclamation de la sentence. Cette concession est parfois nécessaire, parfois superflue.

Lorsque l'accusé avoue le crime — qu'il ait été convaincu ou non par des témoins — et que ses aveux correspondent bien aux accusations portées, il est superflu de lui concéder un défenseur pour parler contre les témoins. En effet, ses aveux sont bien plus probants que les dépositions des témoins. Lorsqu'il nie son crime, qu'il y a des témoins favorables à l'accusé et que celui-ci demande à être défendu, qu'on le croie innocent ou opiniâtre, impénitent ou méchant, il doit pouvoir se défendre : on lui concédera une défense juridique.

On lui désignera un avocat probe, non suspect, expert en droit civil et en droit canon, et connu pour sa grande piété. On nommera également un procureur. Les noms de l'un et de l'autre ne figureront pas dans les actes du procès ; pas davantage, on le sait, que ceux des délateurs — cela afin d'éviter les représailles de la part des forces dont puissent disposer les dénoncés (si aucun danger ne semblait devoir s'ensuivre, l'inquisiteur consignerait tous les noms dans ses actes).

Nous entendons ici par « pouvoir » celui de l'argent et de la méchanceté. On devine sans peine ce qu'il pourrait arriver aux témoins et au procureur si leurs noms figuraient sur l'acte public, dans le cas où les complices de l'accusé n'auraient rien à perdre ; dans le cas aussi où l'accusé serait un puissant — soldat, riche, marchand… Ce sont des choses dont l'inquisiteur fait tous les jours l'expérience.

On fera donc bien attention, avant d'envisager la publication du nom des délateurs et de la défense, à la condition personnelle de l'accusé : que l'on tienne compte de sa méchanceté, que l'on considère s'il s'agit d'un pauvre diable (simplex pauper) ou d'un riche, s'il appartient à un groupe de brigands, etc.

Que l'accusé d'hérésie n'aille pas croire qu'il peut facilement récuser les témoins, car on ne récuse jamais les témoins dans la procédure inquisitoriale, hormis le cas d'inimité mortelle. Tout le monde est admis à témoigner en faveur de la foi. Tout le monde, même les infâmes, les criminels de droit commun et leurs complices, les parjures, les excommuniés, tous les coupables de n'importe quel délit. On ne récuse que le témoignage d'un ennemi mortel, de celui, je veux dire, qui a déjà attenté à la vie de l'accusé, qui lui a juré la mort, qui l'a déjà blessé, etc. Dans ce cas, en effet, et dans ce cas seulement, on présume que le témoin demeure dans le même projet en imposant à son ennemi le crime d'hérésie.

Les autres inimités affaiblissent un peu le témoignage, certes, et on ne leur accorde pas une valeur absolue, mais un témoignage d'inimitié, joint à d'autres petits indices et à d'autres dépositions, peut être parfaitement probant.

Une enquête supplémentaire sera menée par l'ordinaire lorsque l'accusé prétendra faire récuser un témoin à charge sous prétexte qu'il est ou qu'il a été son ennemi mortel. Il appartient à l'ordinaire ou à l'inquisiteur d'établir la vérité ou la fausseté de cette inimitié et d'en déterminer la gravité.

XVI. Des aveux plus probants que tout témoignage ? Dans les autres tribunaux, le seul aveu ne constitue pas une preuve suffisante du délit (toutefois, dans un cas d'homicide, l'aveu du criminel suffit, si on dispose du cadavre de la victime).

Devant le tribunal de l'Inquisition, l'aveu de l'accusé suffit à le faire condamner. Le crime d'hérésie se conçoit dans l'entendement et se cache dans l'âme : il est donc évident que rien ne le prouve mieux que l'aveu de l'accusé. Eymerich a donc parfaitement raison de parler d'inutilité absolue d'une défense.

Si avocat il y a, il faut qu'il soit très croyant, dit Eymerich. On exclura de l'Église, a fortiori du tribunal inquisitorial, tout avocat hérétique ou suspect d'hérésie, ou diffamé. On s'assurera que l'avocat soit d'un bon lignage, de très vieille souche chrétienne.

Si l'acvusé avoue, il n'a pas besoin d'avocat défenseur. S'il ne veut avouer, il sera trois fois sommé de le faire. Après quoi, s'il maintient ses dénégations, l'

inquisiteur lui attribuera d'office un avocat assermenté à son tribunal. L'accusé communiquera avec lui en présence de l'inquisiteur. L'avocat, quant à lui, prêtera serment — bien que déjà assermenté — à l'inquisiteur de bien défendre l'accusé, de garder le secret sur ce qu'il verra et entendra. **Le rôle de l'avocat est de presser l'accusé d'avouer et de se repentir, et de solliciter une pénitence pour le crime qu'il a commis.**

Eymerich précise que l'on nomme aussi un procureur. Dans les instructions de 1561, le Sénat inquisitorial madrilène constate que, dans l'affaire inquisitoriale, le rôle du procureur est devenu insignifiant et il suggère que l'on ne procède plus, sauf dans des cas extraordinaires, à sa nomination. Les avocats inquisitoriaux se chargent aussi des procurations.

En revanche on nommera toujours un curateur pour tout accusé âgé de moins de vingt-cinq ans. Il assistera le mineur afin qu'il dise ou qu'il taise ce qu'il dirait certainement ou ce qu'il tairait certainement s'il était d'un âge plus mûr, et par conséquent plus capable de songer son propre intérêt. »

16『インクイジション論』10頁を参照。

17 中世において、権力者らが裁く判決に対して、人民の同意が必要であったこと、それから人民が常に厳格を要求しながら、国王と教会がそれを緩くする装置を取っていたこともわかる。Claude Gauvard の一生の研究はそういった側面に光を当てた。

18 このことは中世研究家によって広く知られているが、一例だけを取り上げてみよう。Beñat Zintzo-Garmendia, Histoire de la Sorcellerie en Pays Basque（バスク地方における魔術の歴史）, Editions Privat, Toulouse, 2016, 793頁の研究において、スペインとフランスの国境を跨る17世紀初期の時代に起きた魔術師に関する裁判が詳細に検討される。そして同じ文化圏を成しているバスク地方であるものの、フランス王国側とスペイン側での「魔女狩り」の流れは結構異なった。フランス側の場合、インクイジションがなかったが、世俗裁判が魔術師を捕まって裁いた結果、1609年の秋、数か月で数十人の魔術師が火刑に処せられたと推測される。この出来事がフランスにおいても「魔女狩り」として知られるもっとも激しい事例であるとよく評価されている。

しかしながら、スペイン側、インクイジションが魔術師に関する案件を担当することになっていたが、捜査の結果、３人しか火刑に処せられたうえで、この捜査以降、スペインでは「魔女狩り」のようなものはなくなり、異端審問所の指示を

受けて、魔術にかかわる案件を非常に慎重に裁かせる方針となった。1614年、「魔術」で告発される被告人を死刑に処してはいけないとスペインの方で早くも決定した。フランスの場合、同じ王令が決定されるまで、1670年を待たなければならなかった。

興味深いのは、同じ地方で、同じ文化と言語で、違った点は法体制と管轄だけであった。異端審問の効果を評価するために好例である。なお、バスク地方でプロテスタント勢力の中心をなしていて封建領主も多数いたことと関係するのであろう。

最後に、文献リストに挙げられた Claude Gauvard による講演においても、この「教会裁判の寛解主義」が強調されている。例えば、名著の Claude Gauvard, Condamner à mort au Moyen-âge. Pratiques de la peine capitale en France XIIIe-XVe（中世で死刑判決の下り方。十三世紀から十五世紀までのフランスにおける死刑の在り方）, PUF, Paris, 2018

19『インクイジション論』の脚注、84-85号を参照。

20『インクイジション論』の脚注、73号において既にそれについて記述した。前掲の出典頁数が間違って223頁ではなく、235頁となる。また火刑台に関する解説を書いたのはペニアである。

21 « Le faux témoin « serait condamné à la prison à vie » ; notez qu'Eymerich exclut la loi du talion, conformément à laquelle le faux témoin, dans le cas d'espèce, devrait subir la peine de mort.

22 « Quant à l'accusé persistant dans la négative, si in extremis il dit se repentir et vouloir avouer, même s'il brûle déjà, on lui accorde la vie sauve et on l'emmure à vie. » On demandera alors légitimement : ne vaut-il pas mieux avouer ce qu'on n'a pas commis et avoir la vie sauve que ne pas avouer ce qu'on n'a pas commis et être brûlé ? La question se pose, bien entendu, pleinement dans ce douzième type de verdict（convaincu d'hérésie sans aveu）, car on condamne ici au bûcher celui qui n'avoue pas — il n'a peut-être rien fait — et qui serait emprisonné à vie, mais non brulé, s'il avouait ce qu'il n'a pas fait.

Supposons qu'un tel convaincu des forfaits les plus noirs et les plus horribles, de ceux que l'on ne supporte même pas d'entendre nommer, comme par exemple le délit de lèse-majesté, d'adultère, etc. Supposons que celui-là ne les ait point commis mais que, pour éviter la mort ou les tortures ou quelque péril de ce

genre, il se diffame lui-même, avouant avoir fait ce qu'il n'a pas fait. Même s'il faisait de tels aveux hors jugement et sans les jurer, on ne pourrait certes l' excuser d'avoir commis un péché mortel en s'infligeant ainsi une si grande infamie. Mais le crime d'hérésie n'est-il pas le plus grand, le plus grave parmi les crimes horribles ? Alors nul ne doit se déclarer hérétique, s'infliger une si terrible diffamation pour échapper à la mort. N'est-ce pas un péché mortel, que de diffamer son prochain ? À plus forte raison se diffamer soi-même ! Donc, bien qu'il soit dur de conduire au bûcher un innocent, on n'admettra pas qu'un accusé avoue pour échapper à la mort. Il appartiendra au confesseur et aux théologiens qui l'accompagnent à la mort de le consoler et de le réconforter dans sa vérité ; n'avoue pas ce que tu n'as pas fait, lui diront-ils, et n'oublie pas que, si tu supportes l'injustice et le supplice avec patience, tu recevras la couronne du martyre. »

23 Quant à moi, si vous voulez mon avis, je vous dirais que ce type d'érudition（*qui disserte sur les méthodes de torture*）me semble relever davantage du travail des bourreaux que de celui des juristes et des théologiens que nous sommes. Je n'en parlerai donc pas. Ceci dit, je loue l'habitude de torturer les accusés, notamment de nos jours où les mécréants se montrent plus éhontés que jamais. Beaucoup d'entre eux sont aujourd'hui d'une telle audace qu'ils commettent exprès toute sorte de délits avec l'espoir de vaincre les tourments, et qu'ils les vainquent effectivement à l'aide de sortilèges — comme le disait Eymerich —, sans parler de ceux qui sont totalement ensorcelés. Mais je m'oppose tout autant à ces juges sanguinaires qui, à la recherche d'une vaine gloriole — et laquelle, mon Dieu ! — imposent des tortures nouvelles, contrevenant ainsi au droit et à l'honnêteté, aux plus démunis des accusés（misellis reis）, à tel point que ceux-ci meurent sous la torture ou qu'ils s'en tirent avec des membres fracturés, ou infirmes à jamais. Que l'inquisiteur ait toujours présente à l'esprit cette sentence du législateur : l'accusé sera torturé de telle sorte qu'il soit sain pour la libération pour l'exécution.

24 https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k64819s.texteImage# に原文がある。

Morellet, André（1727-1819）. Auteur du texte. Le manuel des inquisiteurs, à l'usage des inquisitions d'Espagne et de Portugal, ou Abrégé de l'ouvrage intitulé : "Directorium inquisitorum" , composé vers 1358 par Nicolas Eymeric,...

On y a joint une courte histoire de l'établissement de l'inquisition dans le royaume de Portugal, tirée du latin de Louis a Paromo. 1762.

25 ピショー氏による『進歩、啓蒙思想と革命』（國學院法政論叢 43輯 91-147頁 , 2022-02）を合わせて読むことをお勧めする。